武家名目抄

職名部 卅二
五十五 五十六

同 卅三上

和書門
類 一六四二五 號 二三〇 函 四 架 二七 冊

内閣文庫
和書 類 一六四二五 號 二七 冊 一五三函 一天 架

内閣文庫		
番號	和	16425
冊數	27	(25)
函號	153	277

綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

温故堂文庫

留守居
平留守居
城代
定番
陣代又称軍代

留守居頭
留守番
城番
加番

秘閣圖書

日本政府圖書

武家名目抄第四十五冊

職名部廿六

留守居

吾妻鏡云建久元年二月六日庚寅奥州飛脚參著申云去月廿三日出彼國訖云々次新留守所本留守共有兼任同意之罪科無左右雖可被誅暫被預葛西三郎清重可召甲二百領之過料云々三月十五日己巳左近將

淺草文庫

監家景（伊澤）可為陸奥國留主職之由被定
住彼國聞民庶之愁訴可申達之旨被仰付
也九月廿一日壬申御上洛之間被定御留
守兵士被充御家人等近之所領云々十二
月十日庚寅六波羅御留守事今日被定之
左武衞賢息（能保）幕下（聟）可被坐彼御亭云々　按此條二月三
月の所に見えたる奥州留守職を國司の被差下しく
武家廢せし職にあらん然れとも當時乃勢既にかく乃
ごとくなれは武家より十分とに替補せらるゝにぞ爰に
のせて此類多きを略せるなるへし此條は贅なれとも

尚篇末乃按文を見へし　又ほかに六波羅留守と云ハ六波羅
の探題なれは必しも次に引る建長建治の二條も亦同し
又云建長四年四月五日戊午六波羅留守
飛脚小林兵衞尉到着是所持參將軍宣旨
案文也
太田康有記云建治三年七月八日依召參
山内殿以諏訪左衞門入道被仰出云西園
寺殿御函如此山門梨本流徒違背座主抑
尚登山閉籠堂舍云々急可令申沙汰之由

云々　御函云彼羅尚主訟　早馬ニ令注進云々

永享記云　三浦介逆心條　鎌倉ニハ宗徒ノ兵馳参
リ憲實ノ下向ノ事如何ト評定區々ナリ　中略
コレヲ次テニ可追罰トテ公方持氏同十
六日未刻武州高安寺へ御動座ナリ御留
守ノ警固先例ニ任セテ三浦介時高ニ被
仰付時高當御代ニ成テ出頭人ニ覺劣リ
内々面目ヲ失ヒ無念ニ思ヒケル處ニ持
氏公内々背勅命玉ヒ京公方ヨリ三浦方
へ御内書ヲ被成ケレハ則此御留守ヲ打
捨テ忽ニ逆意ヲ起シ鎌倉ヲ罷退テ己カ
宿地へ皈リケルナリ

御随身之上記云永正九年六月八日八幡へ御社
参之處廿人御供西騎也御前ニ而ケ斎
其ニ晝夜加ル本書ニ祗候可申之由被仰出候
其ハ御馬のさたとも御行縢の馬ハ可有云

責らる畠山式部清清に於て討らる十二日始て八
幡へ三郎社参十二日又兼息三郎参也申ふ
畠山式部少輔則以對面よく参る由申加れ
言ふ又京清る處よく見まいらせふ中の上意也
退出す坂畠山式部禮にまかり出たる由申す
かつも也ふ 十二日夜以前差流名同前 十四日巳刻に
ケ書ありマテへまいりせん
還御
快元僧都記云天文四年八月當月十六日

向甲州氏綱進發為駿州扶佐云々曰茲社
頭造營奉行事陣参之間御留主之人數窪
田入道關新神尾入道被仰付云々
赤松記云天文七年小塩山に座形御座のとき
雲州尼子政久當國へ乱入ふ弘界とのそれし免
國衆皆々尼子に一味し小塩も御はまへらくい
事小塩ふ御高居て高砂乃梶原駿河ニ
まへまゐらせ候

㊆

織田信長譜云天正五年十二月三日信長放鷹於尾州三州以菅屋九右衛門為安土留守

㊃

安土日記云天正十年二月九日信長信濃國ニ至テ可被成御動座付テ條々御書出
中略
一攝津國勝三郎（池田信輝）留守居候テ兩人子共人數ニテ可出陣支云々五月廿九日信長御上洛安土本城御留守衆津田源三郎殿加藤兵庫頭野々村又右衛門遠山新九郎世木弥左衛門市橋源八櫛田忠兵衛

按留守の首將を津田氏
加彦以下八年留守居なるへし

㊁

家忠日記云天正七年八月十二日家康様濱松へ御帰岡崎清城ニ本多作左衛門清尚を居ニ被為置候

㊄

今川記云（信玄ヲ取 甲州條）氏政ト信玄ト薩埵山ニテ百日對陣被成日々足軽迫合ノ處ニ家康ノ先

(三)

手駿府へ攻来り山形三郎兵衛カ留守居
ニ罷在候ヲ追落候間信玄此由ヲ聞テ甲
州へ山越ニ引入ケル

甲陽軍鑑云 勝頼小條を捨了條 天正八年辰の夏
より伊豆駿河の境沼津に城取の普請有之
北條氏政出張有此押として當方居
斗指遣高坂弾正子息源五郎を組衆あり沼
津に指遣其後川中島へ被遣候者也 乃

(五下)

候ことく如件

又云（甲陽軍鑑） 信玄代之 信州より取りし六宗著所々居
人数條
也

(六)

太閤記云 尾州犬山城落居條 犬山ハ城守として中河
勘右衛門尉を居置れ分つ勢州崩れて城為書
手有由入（猪）道打労して犬山之城當方居斗為教
本天とち与する幸也 四（舊）国者為名犬山町人これを
乃親しき者の方へ日並之議をとしめ躰成可

系取才学頻入中にて

（七）又云相州小田原（内進発條）二月朔日小井を先陣にて富士
乃根にて中井蒲生原克満せしめ後陣は
尾濃にて留守にわかちけり毛利右馬頭輝元へはやか
清留守せと記有之ける別ては万の軍勢にて聚楽の城
をおきを治中海外の法度を清正月御法しを
城より

（十一）毛利家記云天正十八年ニ秀吉公相州ノ
北條為ニ御退治小田原御出張ノ時大和大
納言秀長卿ト安藝宰相輝元聚樂ノ御留
守居トシテ残シ被置シ

（九）多聞院日記云天正十九年三月二日関白殿
翔日ニ出馬一定也 中略 京ハ聚樂回又左衛門今ハ
華業亂暴等ト云所留守家ニ御甲ヲ大坂ノ
ルスハ次多儀也トテ女房衆モ悉ク京ニ具
了本ノ板高麗南蛮大唐マテモマテ切入ト

少エタリ

(十二) 豊臣太閤御事書云丹波中納言殿方へ可
石寄候條令用意一左右次第可相待候八月以
前ニ上るへく候備後嵯峨山口よりへ可罷越候
八月以前ニ可石寄高麗名護屋ニ陣留守
可仰付事高麗為留守居宮部中務卿
法印可石寄候令用意可相待旨可仰出
候事

(八) 年表第十四

(十三) 伊達成實記云彈正所存ニ不慮ノ儀ヲ以
普代ノ主君ヲ相背伊達殿へ御奉公仕候
流石ニ主君ノ御子勝三郎殿ヲ某引立政
宗公へ參傍輩ニ奉成事モ天命モ口惜ク佛神三
寶ニモ可奉放ト感テ中新田ノ御留守居
南條下総所迄正三郎殿ヲ奉送候 按勝三郎ハ大崎義隆の男なるへし
蘆名家記云天正十二年五月十日ノ夜伊

達正宗檜原ヲ打立玉フ其勢三千餘騎ニテ入田付ノ山ヲ越ヘ會津ニ赴キ玉フ檜原ノ御留守居ニハ大森四郎左衛門尉國直ニ二千餘騎ノ勢ヲ相添ヘ残置玉フ

（十四）

氏郷記云其後中村ノ者トモ此ヨシ安濃ノ奉行所ヘ出テ申ケレハ織田上野介殿ノ奉行所ヨリ松カ島ノ留守居小倉豊前守上坂兵庫助ヘ届アリト云々

（十五）

五矢島十二頭記云天正十六年十月五日ニ矢嶋殿為御礼京上ヘ御登リ之砌御供之侍ヲ八十騎矢嶋未庵金丸器中ナシの外雑兵百余人矢嶋ノ城留守居ハ其ノ金子左衛門殿茂川根津掃部雑兵共百余人

（十六）

東亂記云 松田隠謀露顯條 上野國ヲシノ城ハ成田下総守氏長居城也氏長并弟左衛門佐ハ五百餘騎ニテ小田原ニ籠リ留守居侍

酒巻靭（靫）負以下四百餘騎楯籠ル

免長老勧化帳云弐拾石山ちか沢しま判弐拾

石村上すハ為わた居判弐拾石つきさくの中

書判

板坂卜斎慶長記云慶長五年家康様辺日

下野へ可被成御出陣之所ニ安房守殿御返事

為其留守居者へ申大事乃門を守ちかひ中へ

其上はなれ候二度候

松原自休手録云内府違ノ條々中畧伏見ノ

城太閤様被召置候留守居被追出私人數

被入置事云々

又云伊賀國上野城羽柴伊賀守依為公味

方欲上従東國其内ニ留守居早リ渡城新

荘越前守守之伊州於途中聞此告進退失

途後加關カ原勢云々

又云大坂西ノ丸内府ノ留主居佐野肥後

ヲ追出シ輝元居之佐野ハ無為方ナク加伏見云々

増補家忠日記云慶長五年八月六日石田治部少輔三成真田安房守昌幸ニ一翰ヲ投ス去三日ノ御状今六日子ノ刻至佐和山ニ参著令披見候中略先書ニ如申候大坂西ノ丸ニ内府留主居ノ者五百余居候ヲ追出シ伏見ノ城ヘ遣西ノ丸ヘ輝元移候

云々六年三月廿三日大神君大坂ノ城ヨリ伏見ノ城ニ移リ玉フ大坂ノ城御留主居トシテ天野三郎兵衛康景ヲ西ノ丸ニ残置ル

慶長見聞記云大友豊後ヘ下リ普代衆ヲ催シケレハ悉馳付ケル間内府方ノ衆ノ領地ノ留守居代官ヲ所々追出シ押領シケル

續撰清正記云 家来の者の名書立條 南関城代加藤英
阿蘇城代加藤清右衛門 中略 熊本城留守
居ノ者右田寺久右夫 清正いとこ六年 中川寿林 清正いとこ
下川又左衛門

當代記云慶長十二年閏四月廿九日遠江
懸川ニ被居城松平隠岐守伏見ニ可在城
ノ由大御所同将軍令下知給十二月松平
隠岐守伏見西ノ丸ニ去夏ヨリ在城有ケ
レ共知行于今相渡ルヘキ沙汰ナケレハ
彼家中ノ上下疲労不斜本丸ハ此以前ヨ
リノ留主居家定番也其外松ノ丸ヲ始丸
丸番衆關東衆有之

會津陣物語云 會津御發向條 江戸御留主ニハ御
舎弟松平因幡守康元石川日向守家成也
町奉行ニハ板倉四郎左衛門勝重并代官
ニハ伊奈熊蔵忠次同江戸ニ被指置ケリ

古屋知貞私記云慶長十九年大坂御陣之
節扉之御番駿河御前守居候鶴君町奉行
彦坂九兵衛御前守居松平加賀右衛門（御鉄炮）
炮成瀬吉平（御鉄炮）江戸御前守居上総介殿
松平下野守最上駿河守鳥居左京亮同土
佐守奥平大膳大夫　是ハ病気ニ而御陣ニ宇津宮ニ有之人数ハ江戸
へ差越候　大御番渡部山城守（冬御陣御前守）大坂山城
前守居（夏御陣）
守（御前守）。

按留守居といふ名は留守する義にしてさしても漢土の名
称をとりたるにもあらず…留守の字ハ漢和ともにあること
今く音通ひて須用ひしものなれど名称ハ
国史にも見えて古き代より用ひ来れる
名目なるをとりてさだまれる官職の称
…條時に今とりて天子外に
幸ある時禁内を守るハ離宮なと守るも
…にもさしてことなる…中古より

諸国受領等大かたは在京にして目代を以て
任国へ下し在国司等を管領せしむる事と
なりき是れハ目代より下在廳の官人をさしつ
当時訓とハいへるよしなきにあらねとこれ更務を代りて
専ら当時し庁務を沙汰せしめたるなり
此等の事ハ文治以前の流例にして武家の統
置し所にあらすして鎌倉右大将家武家草創のよ
理役と称して目代所を行へしむる事あり

皆古の流なりき吾妻鏡に新司守本司守なと
みえしたくひ後ハ古義をしらす国司を
代官なと心得たる故武家起りて後も彼輩も
必なる人に別なる者多くいてきてハ頓て
職をも武家より廃亡せしめたることもありし
なるを此輩をは公武兼帯なとよひしも文明の頃これ当時一時の権変に
して全く旧制のことにハあらねと後に武家ハ
当時といへる将軍家他方に赴かれし時幕府

に留守居して守衛をうけもちたるものなといへり又
或ハ六波羅亭又あるひは京都の守護をつとめ
ある人にても留守居といへりこれ後にいはゆる也
六波羅也（あり 足利殿ハ京師に御座をうけたまハらる故に
もしくハ六波羅の留守居とハ云ず）ことに留守
といふハ正しき職名なくハありのまゝ留守居なれ
兵士留守の武士なしなへて留守名によりあつかれ
さてもいつのまにか中頃より後も大かた同じ留守居
人々の職名も同じくして将軍家より大名

諸家に至るまでなべて（こふ）かくの如し中にも一族
もしくハ家長留守を留守せらるゝ後の代に大留守
居又ハ城代留守居役なといひたるをいよく尤さ
職也（あり）それよりハかしく役ありたる人乃大留
守居より副て留守居とこるにハ後に平留守居留守居
年寄の又ハ留守居はありも役きる事のこれ也（あり）
又それよりも一きはく役さがりて足軽役なとの
ものゝ留守しても城門なとをまもる人もある也し

られて後ハ留守居番又ハ留守居あるひハあしく云
あらひなるを然れとも引書正しくハ去家のこと
ならひ別ちなれて今ハ大ちゝにと考ふへき也

留守居頭

平留守居

清須ニ限帳云清洲留守居頭千弐百石松平
越中守同石川遠江守平内留守居衣五百
石牧野権内之百石松井沖図書之百石江原
及雅五百石服部次郎右衛門百五拾石尾
張修理亮之百石中根助右衛門弐百五拾
石水越戸右衛門二百石尾張右衛門五郎三
百石石川七郎左衛門弐百石竹尾之友清
門弐百五拾石石川加右衛門百五拾石平
岩権太夫之百石吉田惣太兵衛門伏見内書二百
石ほかちらい
薩州舊傳云清忠家御城代八木代

ある明公中納言様御代條に於て北條出陣之（光久）
きしは比慈津丹後守久賀より御留主居可
被仰付旨被為仰付所重て丹後守光久公御
代数年右ニ役勤しは御意ニ而思召し
候て小郷丹波守久賀ニ御留守居役ニ被仰付は
御留守居役ハ御城代とも申は　按するに留守居役といふは昂留守居頭なり
按留守居の名義を前ニ以之るとハ相見へさて
此留守居役を以るハ大留守居ニ総して又ある

城代とも云へる類多くハ主将他行の時ハ留守居城
を守らしむ一門にまれ辻悪く沙汰せらるへき事歟
御連枝一門若しくハ家の長臣さるへき士共に
補せらるゝ事なりされハ人えらひの事重き職なる文あり
人の時もあり　前條に引る安土日記毛利家記多
聞院日記会津陣物語古屋知見記私
記等を合せ考へて志るへし　天正十年信長上洛の時
津田源三郎安土を守り胡鮮陣ニ前田又左衛門殿
楽を守り大坂冬の陣に鶴君駿府を守り給ひし上
総介殿江戸を守らせられしハいつれも留守居の首将
一人にして守りし例なり　又小田原陣に秀長輝元家
康を守らせ会津の陣に松平康元石川家成江戸城

守りしハ何れとも數人の例あり大名諸家もこれに
准せしとみえて是より下清須の眼帳にも留守
居役二人あり又越前小在の眼役附にハ城代多賀谷
左近山川讃岐守とあり是も皆數二人の例也又島津
御侍りし島津の家留守居とあるも
し八數人の例也他家にもあるへし又平留守居と以ハ
なり留守居年寄とも留守居とのこともあり一
踏る職ありて樣前條と城代の條とを照し
考ふへし

留守番

武田信玄百ケ條云何時歸宿する時も先へ

可遣使者自然留主番疏忽之義有油斷之砌
折檻籠閉又以細事糺明者無際限歟云云

教而殺云逆

安土日記云天正七年四月十二日城介殿
御本所上野守三七發向中略御取出御留守
ニハ永田刑部少輔牧村長兵衛生駒市左
衛門兩三人御番被仰付候十年五月廿九
日信長卿上洛安土本城御留守衆津田源

三郎殿加藤兵庫頭野々村又右衛門遠山
新九郎世木弥左衛門市橋源八揃田忠兵
衛二ノ九御番衆蒲生右兵衛大輔木村次
郎左衛門鳴海助右衛門祖父江五郎右衛
門雲林院出羽守佐久間与六郎蓑浦次郎
右衛門福田参河守千福遠江守松本為足
九毛兵庫頭前波弥五郎山岡對馬守是等
ニ被仰付 按当代記ニハ本城ハ番衆と本丸ハ番ハ
作ふ思ふり津田氏ハ番主の前ねうくき

池ハ二九番衆と同しく
城番の類なるへし
勢州軍記云（犬山合戦）池田勝入以計略執尾州犬山
城彼城主中川勘右衛門為勢州峯城番
手留守池田者当城主有旧好故在民
等同志襲取此城
愚耳旧聴記云犬山城中ニ居て番手居の衆とて侍
五六人とゝのへ置き日々をさらにたのしみ馬揃へなとも侍去
しるし少へなる

按留守番といふ有據あり主将仕切あり（あれハ）
に附物頭ほどの者丸城郭乃門楼なとにおち
守る輩を城番ともいひ留守番番手なとも云之又ハ
人のうへハ必同家の人にと限らす有之しこれを
城代ともいふ主の指揮をうけて警衛を勤むる
ものなり又主将の居城ありて他城に家老当時
定まれる城主なき所を支配するものをも是と云之
又その中にても別に城代といふハなくして留守
番のみ守らせ候城ハ廣狭によりて有之し
又家つゝくの番頭ほどの者を主将仕切の有無
留まりしく番（名）直まうくとも留守番などいひしも
先此城代（将）城番留守の條々を参考すへし

城代

義経記云判官殿ハちりちりになりて（不）見
給ひしをかくれなし是よりて今ほとしつやかにして
しものこなた留守としてのこしおかれしことくとこ

乃せうの所くに高かうつゝきまく出見えしけりん

ちう事ゆそに高か庵うに中りは

新撰長禄寛正記云遊佐河内守カ長臣中村図部ト云者有又今参リ馬塲ト云兵アリ中村ハ若江ノ城代ニ留リ岡部兄弟ハ先陣ヲスヘシト思ケル處ニ勢カサ有トテ馬塲ヲ申付ラルヽ

鎌倉大双（雙）紙云孝胤ハ敗北しけれハ味方を長陣ニ帰し候ところも夷入して自胤を石濱ニて關津ニ出ける処ニ白井城ハ自胤へ領して城代をもつけらる

快元僧都記云天文七年十月七日小弓衆打負御曹司様上様御舎弟基頼御討死小田原方安藤備前上様御手ニ懸リ討死三浦城代横井神助上様（義明）ニ奉射落松田弥次郎御首奉討取

甲陽軍鑑云 山本勘助工夫條 天文十四年乙巳五月十
三日辰の刻に晴信公甲府を出立あり同十六日
にこもろへ着給ひ同山乃城代飯富兵部則六
もろ城代小山田備中守同弾正を先として
の郡乃様子を[illegible]成

室町殿日記云 諸方不意塩押條 相国寺人々[illegible]清
評議有て先諸方の要害をあらためん城代を
志りとするる人をみるへしとて先中尾山の城を

普請し不ニ替三好筑前守義長を城主とし
今宜其要害を修理させ多聞へ堀つくほをせ
三好中務八ヶ所(?)[illegible]逆茂木を二重にゆひまはし三
好十体を城代として

東亂記云 松山合戦條 松山落城ノ科ナリトテ
輝虎自身誅伐シ城ヲハ北城丹後守ヲ城
代ニ籠メ輝虎ハ飯陣シタリケル

甲陽軍鑑云 信長へ御祝言之約條 永禄十一辰年辰六月上旬ヨ甲州

訓白老注記
又云
中ゟ云々注記

信玄公より信州伊奈飯田城代秋山伯耆守
を以使ヲ以美濃国岐阜乃織田信長公へ
御縁者乃頼成乃由書信云々
安土日記云元亀二年二月廿四日礒野丹
波降参申佐和山ノ城渡シ進上候テ高島
ヘ罷退則丹波五郎左衛門為二城代一被二入置一
候キ
織田家譜云天正七年十月瀧川一益攻二伊
丹城一中略城代荒木久左衛門乞レ降曰願往二尼
崎一説二摂津守一可レ献二尼崎花熊両城一然則赦二父
母妻子之死一一益許レ之
清正記云 信雄公 秀吉公公卿條 秀吉公富田乃寺内ニ
御陣をとらへられ候 加賀野井孫八郎か居城を
攻められ候中略其勢手入ありて数千二百五
十討取り給ふを孫八郎が首は実検に入れ
城の掃除ありて信雄公ゟ稲葉左京亮を城代に

入重雑志ニ云

伊達日記云長沼ノ城主新國上總盛氏御
取立ヲ以長沼ノ城代ニ被差置候ヘトモ
政宗公御ホコサキニハ抱候事成間敷由
存御侘言申上知行不相替御前相濟若松
ヘ伺公仕御目見エ申サレ候
是ヨリ由良家傳記之三ケ条前ニ記ノ次ニ入

新田老談記云謙信公モ前橋ヘ御出馬被成御逗留ノ内小泉倒ヲ御責有テ落城以後長尾殿ヘ城被進堺代ニ新井圖書ヲ足利ヨリ被置ケリ

又新田老談記云桐生ノ城代ニ横瀬勘九郎
殿ヲ被遣ケリ藤生紀伊守ヲ相添テ諸支
配ヲ改テ天正二年三月九日ニ由良殿モ
御入部被遊云々

由良家傳記云桐生之手に入申候而彦生紀
伊守と申若者所之小才覚弟主分別有之而
所存候（中略）大事之時分顔をもつ々々被定候也
なと家織一味攻申候以來桐生の城番申候紀
伊守所先手残候物ニ成候ニ付後則彼所城代ニ被仰付
候紀伊守ハ七ヶ年の内ニ所望候

羽尾記云ソノコロ吾妻郡岩櫃城ニ上杉
景勝ヨリ齋藤攝津守ト云者城代ニサシ
オキケリ

北條五代記云江戸の城始條此城をしまつく名大
将今九代をへて天正年中まて北條治部少
輔遠山九代の城代たりしと

大友記云高橋三河守元就旗下ト成條高橋三河守ハ毛
利元就ニ使者ヲツカハシ藝州勢ヲ相催
シ立花ヘ打出ル戸次臼杵吉弘郎時ニヨ
セカケ追クツシ藝州勢ヲコトゴトク海
ニ追籠薗部ヨリ引返ス其後臼杵進足津
留原掃部介怒留湯主殿助ヲ同國立花ノ
城代ニ召置カルナリ

仙道記云天正十年中ニ依佐竹修理大夫義重人数を遣
白川を取巻之責ム所從義親盛氏ヘ後巻
頼入ミ申被申達ミ早速ニ盛氏ミ出馬白

川へハ不構作竹領赤舘甚外小城六ケ所
責取城代を居ゑ被申ル
松原自休手録云二連木口ノ取手ニハ被
置戸田主殿吉田ニ為質入母依之常ニ来
吉田城代大原肥前ト成交以雙六催興密
ニ談母我欲與家ー郷然ハ忍テ可盗出云
云
又云江戸之御仕置城代松平因幡守石川

日向守云々　按今律津あるハ松平石川の あせと江戸而有る居と記せり
又云若狭羽林ハ公ノ依為縁者被加伏見
城代敵未襲来以前ニ諸将恨隅心色出奔
洛下ト云々
慶長見聞記云肥後国合戦條加藤主計頭ハ内府公味方
ナレハ関ケ原合戦ノヤウス兼テ聞エシ
カハ小西カ城ヲ攻ント熊本ヲ立テ木山
越ニ宇土城ヘ取詰ル間南條元宅ト云者

宇土ノ城代成シカハ島津方ヘ加勢ヲ請
篭城ス
會津陣物語云　責取白石城條　登坂心ヲ變シ人質
ヲ取替シ白石城五万石ノ約束ニテ降參
シ政宗人數ヲ二ノ九ヘ引入シカハ本丸
ノ城代豊野又兵衛鹿子田日向守切テ出
防候ヘトモ不相叶落城ニ及ヒ豊野ヲ始
百七十一人討死シケル

加藤清正侍帳之弐万拾六石七斗五升八代
城代加藤右馬允与力林[illegible]百石路口
助右衛門
續撰清正記云　家來の書立條　南関城代　筑後塀　加
藤美作　清正いとこ年　阿蘇城代　肥後塀　加藤清左衛門
矢部城代　日向塀　加藤万兵衛　清正いとこ　佐敷城代
塀　然戸　加藤与左衛門　水俣城代　薩摩塀　中村将
監　清正いとこ年　宇土城代　中川太郎平　清正又いとこ　八

代城代者熊本城留守居ノ者ハ西寺久左
丈清正ハ中川壽林清正ハ下川又左衛門
云々慶長十六年七月晦日　按ノ今作清左衛門子左衛門下川又左
衛門ハ何もとも家老なり
當代記云慶長十三年十二月去秋松平周
防守于時下野國風間城代　丹波國前田主膳去秋狂氣領
分令拜領相上於丹波主膳屋敷上山急被
為普請ケルカ城ニ成間敷トテ自十二月

頃被止ケルト也
古屋知貞私記云慶長十九年大坂陣之
其砌ハ清書伏見之城代松平隠岐守成瀬
吉右衛門日下部兵右衛門大清書二組根
来二組　按成瀬日下部ハ隠岐守の依職也今ノ城代ニあらず
按城代ト城代官ハ前相分レタルニハ
代ノ居城ヲ守ル者ヲ此号ニ定條ハ
云ハレたく大留守居留守居ト共ニ

一族とハしく八家長をはしめ補佐とする家臓
あるひ又ハ将乃居城あるひハ枝城を郎等のハ城
代の号ありしも一門家長あるハ家にありし立
てるのなりけりを従へて有るか爲に備へたれとも
ひとつもまたし一城をもるつとめなりハ武勇の器を
撰みしのミなりしも思慮ある者をハ補佐とし
然あらハいよく何事も武家にありしハ叔模と
なしへし文職掌なりけり

城番

東亂記云義同討死條早雲ハ三嵜ニ城ヲトリ立テ房州ノ敵ヲ防キ玉フ義同ノ勢所々ヨリ召出サレテ此城ノ在番ス

舟岡山軍記云佐々木与三好合戰條三好カ家臣松永彈正忠久秀軍ノ揔大将トナツテ七千餘騎ニアマレリ筑前守旗本モ七千騎ニ不過其外一族千騎二千騎抱ヘタル者四國ヨリ在番

ニ上リ飯盛ニ詰居タリ安藝守モ手勢三
千騎其外江州大名共在番ニ上レハ松永
隙ヲ伺フ使モナク一兩年ハ過ニケリ
勝軍地藏山軍記云江州六角左京大夫義賢
ハ細川一清ノ次男ヲ取立ラレ畠山高政
ト牒シ合慈昭寺ノ大嵩中尾ノ城ヲ重テ
築キ立ラルヽ勝軍地藏山ノ城是也中略三好
長慶ハ飯盛城ニ有ケルカ大ニ驚キ先畠

山方ノ打手トシテ舎弟物外軒入道實休
ヲ大将トシテ高屋城ニ當番衆阿州衆淡
州衆七千餘人岸和田表ヘ出張シテ畠山
方ノ陣所ヨリ五六町隔テ對陣ス近江衆
ハ永原安藝守ヲ大将トシテ一萬餘騎ニ
テ勝軍地藏山ニ籠置ト聞エケレハ三好
方ヨリモ諸軍攻来ラルヽ永原モ手勢三
千騎其外江州大名共替リヽヽニ在番シ

雑兵二萬騎ト聞エケレハ三好衆隙ヲ伺
フ使モナク矢軍計ニテ過ニケリ
松原自休手録云永禄三年五月上旬義元
率四万餘ノ軍勢ヲ從駿府發向尾州十七日
著陣池鯉鮒先手ハ至沓懸愛智沓懸ニハ
駿河勢在番鳴海ハ岡部五郎兵衛大高ハ
鵜殿長助持ケルヲ從信長大高ヲ攻取シ
ト九根ニ取出シテ入置佐久間大學

未ノ 信長記ニ入
安土日記云天正六年十二月十一日所々
ニ御取出被仰付信長公古池田ニ至テ被
移御陣御取出ノ次第御在番衆塚口神戸
三七殿惟住五郎左衛門蜂屋兵庫蒲生忠
三郎高山右近毛馬北畠殿織田上野殿瀧
川左近武藤宗右衛門倉橋池田勝三郎勝
九郎幸新父子三人原田中川瀬兵衛古田
左助刀根山稲葉彦六氏家左京亮安藤平

左衛門芥川郡山津田七兵衛殿古池田塩
川伯耆賀茂中将殿御人數高槻之城御番
手ノ衆大津傳十郎牧村長兵衛生駒市左
衛門生駒三吉湯淺甚助（介）猪子次左衛門村
井作右衛門武田左吉茨木（木）（城）ノ城御番手衆
福富平左衛門平石（下）彦右衛門野々村（三十郎中島中川）瀬兵
衛ヒトツ屋高山右近大矢田安部仁右衛
門

10 ホ文
信長記云 蘭奢待被截條 四月三日大坂ヨリ勢ヲ
出シ足軽ヲ懸タル處ニ手痛ク押拂上首
少々討捕押寄作毛悉薙（薙）捨近邊放火シ天
王寺在番ノ仕置等佐久間ニ被仰付御上
洛アツテ五月廿八日岐阜ニ御下向有ケ
リ 按[illegible]諸城 の[illegible]
家忠日記云天正七年八月七日家ー岡崎
ヘ浜鐵山御城番松平上野榊原小平太北

バタノ城佛斎松平玄蕃頭殿八郎三郎手
前允ニ三人
當代記云天正十年五月信長上洛シ給御
供ノ衆驍（纔）ニ小姓衆百五六十騎被召具安
土本丸御番津田源十郎遠山新九郎已上
七八人二ノ丸御番蒲生右兵衛大夫森二
郎左衛門山岡對馬守已下已上十一人也
松原自休手録云光秀弑信長父子行安土

下知シテ催江州之諸将上洛シテ雖招筒
井（悪無道之罪）不與之織田七兵衛在大坂城番依為婿
與之
太閤記云尾州蟹江城瀧川（以謀忍入條）信雄公と秀吉
公既ニ及鉾楯しつ八勢州木造より城へ瀧川
と写四年太閤の後寄ニ九（迎至）友人を書とし入合
主殺し姫
甲陽軍鑑云（人数條）信玄代者甲州石水寺乃主斎龍

駒井次郎左衛門

伊達成實記云我等家中遠藤駿河ト申者
申候ハ敵取出之番平田左京小旗ニ候會
津へ細々使ニ罷越懇切之由可申候左京
亮處へ矢文敵地ヨリ参候由申上候中畧義
重公政宗公へ申上ラレ先弓鉄炮打候事
被相止候取手城ノ番窪田ヤライ番モ如
跡々仕候へトモ鉄炮ハ不打申候六月初ニ御無

事相濟云々

大友興廢記之朽網親満謀叛條
君命をそむきて
親満ハ天道を背けれはや親満
うちまちく高崎の城へ引のはらされとも
清城寄衆右を古庄舎人助勇力をふるひ
本丸をのつとられ思ひよりおそくより親満
二乃丸ニ陣とられ

又云 篠原目落城條
篠原目の城は志賀太郎親次

居城跡より三里西南の中山といふ所にあり親父
家信河内守太郎尉秀家を城主としてありしといへり
歟
太閤記云　尾州犬山城落去條　犬山の城主として中川勘
右衛門尉を居置れける所別山頂に城有
由緒入折節く犬山の城尚守居計なる事天の
与ふる幸也云々
又云　筑紫陣條　秀吉公蜂須賀をして先つまら

先城の南山城下要務にて先を落し責具
なる用をしりてしとも巌を挫くは
雖抱や思はれん須くて有に両国の路の扉
公条退きまりし郡府内の城主として大友宗
麟義統父子入置れし
又云　宰相秀家　渡海條　秀家卿末の尾と蜂出しまて
かに世渡を思ひ出（中略）旅にてとし問ひて参見
海外西りぬ小西の家来城主と勤めしの子あ

小浜海の稲垣刑部少輔先摂州志勤の様子
さ候由ゟ承候由一と有之候通のまゝに申上
来る也
井 籾川日記云亀山合戦條 天王ノ城ニハ能瀬大
學之助城代トシテ居候取出城トモニハ
在番ノ衆ニテ候
奥羽永慶軍記云赤館合戦條 船尾山城守カ在
陣コソ味方ニ程遠ケレハ危シト佐竹ノ

大将ヨリ再三ノ使来リ滑津ノ城ヲ開テ
佐竹ニソ帰リケル因テ茲滑津ニハ田村宗
顕ヨリ城番ヲソ入置ケリ
毛利家記云秀吉公ヨリ秀元縁邉ノ儀可
被仰付ニ五騎十騎之体ニテ可致帰朝釜
山浦ニハ手前ノ人數ニ元清ヲ相添テ置
可申トテ御諚ニテ元清御在番也
又矢島十二頭記云矢嶋より仁賀保度所ある城

ゟ三本八森城ニ而蜀地右在之度と申様ニ而

へ参候由

又云（先鋒千二百記）四十人ニ而先年矢島へ浪人仕候米津条

猪俣出張之城番人出羽之酒田九万石之所へ

城代仕居修理より先鋒四十人ニ而参候而も

四月之中参候

武林雑話云（先後武江之ひく／此城事係條）あきしましく府内白杵之下

乃城郭ニ而も入る中津川へ帰候而不日ニ小倉へ

出張下候仕候条城番八母里百家申負不勢方菅

七百余騎ニ而外可入役人共ニ方自分の者共中

負而中津川へ下候引取と日ニ定候中纔候●負

日限無未達栗山ニ而日田郡隈の城代主膳

中津川へ帰候由候条

菅沼系圖云定仍新八郎關原御陣時定仍

勤駿河興國寺城番同府中兩所番

〇[illegible]

增補家忠日記云慶長七年五月八日佐竹

カ押ヘトシテ松平伊豆守信一命ヲ奉テ
常州江戸崎ニ城番ヲ勤ム
松原自休手録云慶長五年七月伏見在番
本丸鳥居彦右衛門西丸内藤弥次右衛門
息小一郎中略丹後國邊ノ城番細川玄旨守之
大手門松平主殿松平五左衛門若狭少将
從七月二十日攻之城兵稠ク發矢石堅郭
外然處ニ三條亞相来テ令和睦并徳善院
為名代前田主膳正在番ス八月廿三日云

云秀信可為自害正則種々制シテ令入尾
州岐阜在番入正則カ兵
土屋知貞私記云慶長十九年大坂御陣之
節ハ御持筒二條御城御持筒春日左衛門御鉄炮
柘植三之丞御鉄炮相州小田原御城御持筒
冬御陣戸澤右京亮夏御陣迄後一豊ク箱
根根府川兩所之御関所番ニ守之
按城番ハ城代の副なるも凡前将の地に赴て

時ニハ城代をもうけて留守せしむる事もの
ありしなり内にも守衛を分ち門櫓も多くして
城代の人数のミにてハ守護かたき事なれハ其
他の諸士に命して各々人数を率て門櫓
をも守らしむ是を以てか城番なと云或ハ
番手交代番なともいへり但なへていへる時ハ
城代を城番の内より定め置て其下に人
数の多少ハ城の大小によりてかはるなるへし

又坂初より出来せしむる要害にハ城代をおく
へく城番の外に定まる事もあるへし定ま
りたる番手の人数をわけて又其副
へと設けたる事なりとも加番といふ尚
定番加番の條々を合考ふへし

定番

加番

土佐國高岡郡津野山民家所蔵文書云基

高（押花）今度弓矢一筋之間大野見城為定番
子一人在城仕候処一段忠節候然者田地
壱町可有扶持候雖少分候無油断心懸之奉公可
肝要候然者向後長之諸役可申付候者也仍
為後日如件　天文十二年十月廿四日　戸田
長太郎とのへ
土佐國高岡郡大野見民家所蔵文書云賀
田城定番之儀申付候處同名親兄弟為番

安土日記云元亀元年六月廿八日木下藤吉郎為定番横山ニ被入置云々

給壱町申付候然者来秋廿之公物可申付
候條々忠節肝要候也弘治二年五月廿七
日　田上右衛門とのへ　義辰（押花）
織田家長譜云元亀元年六月廿九日合戦
於姉川中畧横山城以下皆陥贈首級三千餘
於京都郎進兵圍佐和山城既而使丹羽長
秀市橋九郎左衛門水野下野守河尻與兵
衛為定番而歸

松原自休手録云元亀三年十月中旬信玄出二甲府一遠州タヽラ飯田攻二落両城一天野宮内右衛門居二遠州一定番久野ノ城巡見ノ時濱松勢率二四千餘騎一出二三个ノ川一信玄可レ討取レ之下知ス

甲陽軍鑑云 高天神より内度修理手柄條に三河山家而る岩の事後河より武田上野介度後河之方小分重家康乾ト野家内右衛門と一府小宍山殿と大将ありしく信州定書乃千貫百拾貫文大かの侍大将并十頭すなわち人を以して見千五百氏以より召そつまして大炊くの人数五百合三千餘乾小指をくりしたて 孔家しも濱松へ出ち本二手をそ取つきとのつまりなれ

同 甲陽軍鑑末書云山縣 組共二 八九百八十騎ノ内大熊三十騎遠州小山ノ定番相木八十騎御跡備残而八百七十騎也内藤ハ組八頭共ニ六百騎ノ内組衆半役ニシテ百七十五

騎手前モ五十騎簑輪ニ置残テ三百七十
五騎也
増補筒井家記云松永彈正少弼久秀ハ信
長公ノ麾下ニ属シ佐久間右衛門尉信盛
カ組トナリ大坂門跡ハ付城ノ定番トシ
テ天王寺ノ邉リニアリテ戦功多カリケ
ルカ天正五年八月十七日ノ夜ニ附城ノ
番役ヲ引拂云々

安土日記云天正七年四月晦日七兵衛筒
井維住越前衆池田ニ至テ御陣ノ處ニ越前
衆御暇被下飯國其外伊丹表御取出定番
被仰付候
又云木下藤吉郎為定番横山ニ被入置此
トヨリ直ニ信長佐和山ヘ被寄
家忠日記云天正七年八月七日北八夕ノ
城御普松平玄蕃鵜殿八郎三郎手前ニ

三人九月九日家中新次郎右定書認ゟ之
為ム十四日可已定書認ゟ之為ム
紫田退治記云天正十一年四月二十三日渡名聞大河押寄北荘城彼
城郭勝家累年相拵為定番入置兵三千餘
人處也
伊達日記成實云伊達上野足輕ヲ少出シ端合
戰候中略東ノ方ニ又取出ノ普請ヲ被成定
番ニ片平助右衛門ヲ被差置候

當代記年録云慶長七年六月十一日本田佐渡
守大久保相模守土方山城守松平五左衛
門同周防守同月十三日笠間出張して迎
國府を受取し同十四日水戸城を初而ゝ
受取ル夫より佐渡守相模守ハ奥州へ仕
置ヲ通リ水戸城ニ松平周防守在番仕加
番ハ茂木能登由良信濃守菅沼新八郎也
土屋知貞私記云慶長十九甲寅年大坂出

陣にて御番從加番大嶋治之助八千五百石
同茂右衛門五千石大嶋久左衛門三千石百石
福嶋正則分限帳云定番衆七百四十六石
二斗蟹才蔵吉長二百石星野喜三同坂井
彦左衛門二百五十石猪子新二郎三百石
川井三郎左衛門二百十七石三斗松田太
郎右衛門　按古の定番といへるハ前れ諸書に見えず城番と同しうらも考へ体勝なく
当直を勤むる類をいへるなるへし されと名称同しけれハ爰に附せるなり

按定番加番といへるも城番の事なる
あれと定番といへるハ其日に退る城を守るに
もあらすなへての城番にて交替しある
警衛を勤むるものをいふなるへし定番
といへも加番とても前條にいふことく
城番乃副といふへし警衛を勤むる事をいへるなり
吾妻鏡脱漏に嘉禄元年十二月廿一日西侍に於て
ニ條似指古例（將軍家御所始被置定番人）ニ於て八西侍番定番といへる名あれ
と爰にいへるあつかひの事なれとも定番とい
名称のふるくよりあるをしるへし

陣代又稱軍代

長門本平家物語云　九郎大夫判官被渡西國條　判官以の

つくの狩きすて讃岐の代官としてちよく

せんとうち義経の下知をうけひくくつとれを

のきらこうり胡歡が八きやつさしらる首をときりく

いくさ神にまつりやまとの狩人伊勢三郎義盛

いめころさんとまれてさてもさまかにれ 石物 馳寄て

さねやさくうさまくさいらん

後 相馬文書云奥州合戦事先日粗雖捧注

進相漏之輩追所令言上也彼又正負式部

大夫兼頼年少之間代官民家十郎入道道

誠訓令加判形也云々　曆應二年三月廿

日　按斯波兼頼之当時奥州の按領なるを

前 陸奥國飯野八幡宮文書云前到陸奥國淡

家人式部伊賀左衛門三郎盛光同伊賀左

衛門次郎負長同伊賀四郎光重代本田九

郎時氏同弐郎次郎光俊代小河又次郎時
長右衛門十一月二日御教書同十二月二日
此繼從義廿日令到來（来）之旨相觸一族等同
廿四日所馳參也仍着到如件建武二年十
二月廿四日

東亂記云 河越夜軍條 氏康亦常陸國小田ノ政
治ノ陣代菅谷ト云者ヲタノミ如此取圍
マレスヘキ様ナシ御邊ヲ頼候間如何ニ
モシテ籠城ノ左衛門大夫ヲ助ケ玉ヘサモ
アラハ河越ヲハ其方ヘ明渡スヘシ合戰
ヲナササハ多勢ニ無勢難叶ト侘（佗）ケレハ菅
谷此由ヲ披露ス

室町殿日記云 江口〻要害夜討條
ふよせ勘とくるとらかりしはくよ後筑前との
中務へよりよせらへし 中務のいくさにハ何時
とも一存後語り都中ゟへ先坐はとつらしく

可然と存まるよしにて一同ふ申されハ安見も

政此度も同心されける安見代官ふて塩田与

八郎並政軍代ふ森沢大和守与力の人々ふハ

内度河内新保玉巣薬師寺生田ふと家と

しく都合二千にて右京亮の代官ぇ大和

全保を大将としく之而月らまゐ

今川記云 三浦（三浦成小番頭條）右衛門者引間城主飯尾逆

心ノ時父大原煩罷アレハ陣代トシテ人

數ヲ連悴ノ心操有之其上無比類美童ニ

テ氏真公御寵愛ノ間後ニハ小番衆ノ頭

ニ被仰付候父大原ハ三河國ノ郡代トテ

吉田城ニ在城也

甲陽軍鑑云 飛騨國へ遣條（永禄三年）六月末信州松本まで

小馬共出され六月末に飯富三郎兵衛尉利左

衛門尉馬場民部助之人乃ち大将にて飛騨

飛騨國へ以て使をひあまさ 中略 其後彼坑同ょ

さらてもと捨去曽而不長坂長閑入道指添殿

国押へ諏訪より小笠山丹後守を陣代になされ

七月まてに川嶋陣也

又云 沖酒四年 侵書余條 討死英忠某人者跡初廿志

至十八歳を以武勇之人陣代可有之旨但右

場為に者無不足可渡之然ニ及十八歳と

翌年ニ達而初被成以下可還附之以誓

詞ニて定之ニ年

又云 信玄他 典厩條 又信玄云分別の事ハ惣而不足

ありり此頻大事と思ひ判をとる人数を誌八

百枚にあまりまて有之ことなし 中略 二年の間病死

さうとうなりして而陣代なり人之詠の儀も

四郎も十六陸奥十六歳の時家督あるとき四

郎陣代を四郎勝頼ニ申付之 按勝頼補家忠日記ニ勝頼を

軍陣代として 記ときも

同末書云永禄七年甘利左衛門馬ニテア

ヤマチ仕三十一歳ニテ病死也子息三郎次郎幼少故米倉丹後陣代ニ被仰出付也

松野系圖云綱高大膳亮丹後波守後民部大夫輔二十八才ノ時父討死故ニ資通陣代ヲ勤ム　按綱高ハ依竹氏の家人なれハ資通ハ綱高を叙又あるハ父篤通ハ永禄中戦死セし　天正四年春高天神へ可入兵粮トテ勝頼遠州城東郡出張中略

松原自休手録云小笠原与八郎山縣カ勢ニノ手ニテ働横須賀加大須賀莧助太夫以足軽戦小笠原山縣カ陣代小菅五郎兵衛出此勝頼備十七手

甲陽軍鑑云　横須賀衆向條　横須賀の城へは小笠原与八郎山縣三郎兵衛二の手にかゝり手あつく乃働あつて（中略）山縣大将なりけれは山縣源四郎なる小菅五郎兵衛を陣代と定ける中にも山縣衆皆々三郎兵衛と申合て引取子息とくも山縣三郎兵衛組にあつかり候

如此

又云 甲府之人の沙汰さるゝは桜井市川 猪頼被作除
伊清兵衛乙部元清兵衛尤甲州先方衆也又訓
人岩間大蔵左衛門一切本ゟ曽根昌世時分
きく也右職ハ成瀬吉右衛門日向次郎左衛門輩
代まて平岩七之助と中傳大形也此ハ家ノ譜
代衆なり

○衆楽物語云そのころ羽柴筑前守とて
萬乃大将軍織田の信長につかへ東
南西北の合戦に
ゆき天下をあら
かしけれハ信長公の四国なとして天正十年三月上旬に都をたて備中備前の城をとりかこみ
あまたの城郭をせめやぶりそれより
こそ水がしりの
羽

○衆楽物語云 羽柴秀吉ハ中ハ君信の礼儀
ともあつく中臣をあつかふゝ中にしなりて 中君 信長

云ハ此代官せしく西国の退治の為て天正十
年三月上旬に都をたて備中乃高松まて
くだりて此城郭をとりかこみ

義残後覚云 四國蜂濱 去程ニ秀吉公ニハ四国合戦條
國背奉ニ因テ退治アリケル藝州ヲ一圖
ニ頼セ給フニ因テ輝元公三年懸ラセ給
フ殿下ノ軍代ニ三善治兵衛殿發向シ給
フ

伊達日記云會津山ノ内ニイナイホウ横田川口屋ナトリ此所ハ山中故御手ニ不入然處ニ八月末ニ原田左馬助為御代官會津新參衆長井ノ御人數ヲ以屋ナトリノ城責落ナテ切ニ仕候

籾井日記云（小野木返忠條）天罰モ知ヌ嗚呼者欲心ニ闇ミテ父母妻子マテヲ捨テ比興ヲ振舞ツノ覺悟淺猿クコソ候是ニ付テモ攝州ノ陣代小野木平左衛門澄友谷右近重廣ハ係ル不義者ニ組スル法ヤアル云々

奥羽永慶軍記云（慶長五年大森合戰條）由利ノ人々早打ヲ以テ秋田ニ告シカハ城之介實季陣代トシテ湊二郎五郎同久五郎同典膳百餘騎ヲ率シ加勢トシテ大澤ニ馳著ケリ

大坂軍記云慶長十九年十二月二日の早天ニ
諸先手何茂陣を寄せ城近く詰ケれハ無軍法
下知ニ未年来ハ成程物静ニ侍ハ知ス井伊掃部
越前守ハ陣外ニ物く無徒施を一度詰寄へきと聞
を土屋の城中ハ不及申無軍法の手をめめきて騒ぎ
将軍家ハ大きに驚給ひ越前守来り見れ軍代中
しらす諸軍山の人数をたつ申人数ハ数多そ之
く如斯ニて何様大御訓様諸弁に違ひし越前守

切腹て仕る早ニ正信候者へ申越し宜様ニ可
申上云
按陣代ハ陣代官ある事何事もあまた人ニ代
つとく来事を治法むるもの事ゆゑ代官ともいふなるへし
なるか中ニ城を預る城代ともいひ不預
を預るを陣代といふ軍法の代友を陣代とも
類多き古くハ家へく代官とのミよまれしか
足利殿の時よりされしもまた侍ちよへつ事来る也

いくさ太刀代(たちしろ)ハ揚志乃陣代といふ内ことありしを
若例あるハ主人幼弱の時ハ家族のしるしくハ
長浪なる者の内にて成長の間其代官として
軍勢ハことしより若日の政務をも指揮する陣
代といふ也又ハ時に臨みて主人戦陣に赴難
きゆゑれある時病に命さしてもこと家陣代
といふ也又家士乃輩にて幼少の者ありとし
を当陣時に故ありて軍役に従ひ名れハ

其一家の輩なるも陣代と勤むるにて大名高
家と異なる事なれとも是を軍代と云る
と別なり故あるゆゑに軍陣の代なと
いふことなるへし

武家名目抄第五十五冊

御使
使番

上使
使者

武家名目抄第四十四冊（五 三六 冊）

職名部廿七中（八上）（卅三上）

御使

吾妻鏡云元暦元年二月十八日丁丑武衛
被發御使於京都是洛陽警固以下事所被
仰也
又云文治元年三月四日丁亥為鎮畿内近
國狼唳以典膳大夫久経近藤七國平為御

使被差遣已訖云々六月十六日丁卯典膳
大夫近藤七等為關東御使帶院宣巡撿畿
内近國成敗土民訴訟然間當時其誤不聞
二品内々被感仰之處尾張國有玉井四郎
助重云之者本自為先猛悪令懷諸人愁之由
謳歌近日殊又有違勅之科仍件兩人為尋
沙汰雖遣召文敢不應還及謗言于時久経
等言上子細之間為俊兼奉行今日被仰助
重云違背綸命之上者不可住日域依令忽
緒關東不可參鎌倉早可逐電云々三

年九月廿二日庚申所衆信房（号宇都宮所）為御
使下向鎮西是天野藤内遠景相共可追討
貴海島之旨依含嚴命也（中略）今度同意豫州
之輩隱居歟之由依有御疑貽有此儀云々
又云建暦（保元）三年四月廿七日戊寅宮内兵衛
尉公氏為将軍家御使向和田左衛門尉宅
是義盛有用意事之由依聞食被尋仰其實
否之故也而公氏入彼家之侍令案内小時

義盛為相逢御使自寢殿來侍然後公氏述將命之趣義盛申云右大將家御時勵隨分微功然者抽賞頗軼涯分而薨御之後未歷二十年頻懷陸沈之恨中畧更無謀叛企之云云詞訖保忠義秀以下勇士等列座調置兵具仍令歸參啓事由之間相州參被召在鎌倉御家人等於御所云云晩景又以刑部丞忠季為御使被遣義盛之許先止蜂起退可奉待恩義也云云義盛報申云於上全不存恨相州所為傍若無人之間為尋承子細可發向之由近日若輩等潜以令群議歟義盛度度雖諫之一切不拘已成同心訖此上事力不及云云

又云寶治元年六月一日壬午左親衛以近江四郎左衛門尉氏信為御使有被仰遣于若狹前司泰村之事人不知其旨趣氏信向

彼家先著侍上令案内事之由而第主相逢
之裎(程)見傍弓數十張征矢并鎧唐櫃棹數十
本置之氏信就怪思之令郎從友野太郎 此所
案内者也窺館内之處所積置于廐侍之鎧唐櫃
假令百二十(三)十合歟之由遠(達)于氏信云々頃
之泰村請入氏信於出居承仰事後互及雜
談泰村此間世上物忩偏似一身之愁其故
者兄弟共超他門宿老已為正五位下也其

外一族多帶官位剰守護職數个國莊園數
萬町吾衆之所掌也榮運窮訖於今者上天
加護頗難測之間非無讒訴之愼云々氏信
歸參申御返事又彼用意次第内々相語舊
勞人々仍殿中御用心弥及巖(嚴)密御沙汰云
云

帝王編年記云文永五年二月十四日武家
使者二人參院十五日異國叓於仙洞評定

云く
竹崎五郎絵詞云桐面旧関東の御沙汰にかゝり
たる五郎入道としてあもとられたる次郎者
つふ掃暁に参せまゐりしに季長ちもつ申済
ともと恩ことく給あいてふねはけりし御大事にあふ
はからひあんはかりにかゝること我者給名ないりてゐ
ちつゝかき御奉りしたつらはへまかりきところにて花荒
國の御家人をもてたのみ季ゝのしき波のおしの浦より

まれのこりはあ孫行織続あまくたつとのりかへとし
らひのきくたつあるへきことのことおはえはのせ申
ちやかゐかなりはとやしに季長おはせのこらくた
らむのけはた歩兵とおはえはあねふ乃せはる
よきこそのあくうはけんこれまと一人ととおくそ
そこうらはへとやにかゝる季杉五郎矢織をやり
け物をはくすは皆ハをはしもあさくはと廿武度
へ申屁しうく使者をつゝまての肥後國おく使

の弟菊次郎附たり大野小次郎ならは意外なる事ま
ちかひし人ともひかゝることし季長の
年来いましう海よりさきし稀なきんなりと思ひ
し東へ連続の旗さしたる大将をまもり
しとめりたる弟菊城四郎度の旗とおなじゆる
ゆきもさてそのよしにて使者をつかはし云々

元徳二年日吉叡山行幸記云永仁七年四月
朔日に改元ありて正安元年となる六波
羅よりして一山の党徒と妙法院の門徒と合戦
乃先発放火乃下手人に紀明の沙汰候事を
まうされて本中のさて訴訟日よりくは人をく除くのこと

成けれハ山門事書をもて年二ケ度まて訴申けれハ東
使宇都宮三河守頼綱二階堂信濃中務少輔貞藤（参）
上洛して此沙汰ある処ニ両犯のまさり
まるまや門跡をハ山務ニ年ゝ而須ゝ清範（華）
常行堂の料所ニあてられ性無流衆の宣旨をなさ
れけしと云ゝ

太平記云　資朝俊基被捕　土岐多治見討レ
下向關東條
テ後資朝俊基ノ隱謀次第ニ隱ナカリケ

レハ東使長崎四郎左衛門泰光南條次郎
左衛門宗直ニ人上洛シテ五月十日資朝
俊基兩人ヲ召捕奉ル土岐カ討レシ時生
虜ノ者一人モナカリシカハ白状ハヨモ
アラシサリトモ我等カ事ハ顯ハレシト
墓ナキ憑ニ油断シテ曽テ其用意モ無リ
ケレハ妻子東西ニ逃迷ヒテ身ヲ隱サン
スルニ處ナク財寶ハ大路ニ引散サレテ

馬蹄ノ塵ト成ニケリ　按以上八條ハ鎌倉殿の使節なり

又云将軍筑紫（御開係）小貳入道妙恵カ方ヘ南遠

江守宗継豊田弥三郎光顯ヲ両使トシテ

侍ヘキ由ヲ宣遣サレケレハ小貳入道子

細ニ及ハス聽嫡子ノ太郎頼尚ニ若武者

三百騎差添テ将軍ヘソ進セケル

花營三代記云應永（安）四年七月九日石清水

八幡宮三所神殿造營事始武家御使波多

野肥後守通郷　按通郷ハ造營の奉行人なるへし

李瓊日録云嘉吉元年六月廿八日今月地

藏像并印像五種自上様被召御使横瀬　按

を領する人の御使なる
あらぬ人類しあらし

康富記云嘉吉二年十月七日飯尾美濃守

貞元布施民部大夫貞基松田八郎左衛門尉氏秀

等為使節下向伊勢國云々國司被打入神

三郡又神人與神役人右族一礭（確）執弓矢事可

和睦之由管領被仰之歟
又云寶德三年八月十日室町殿御服假并
御禁忌事如何樣可有御沙汰哉可被計申
之由自室町殿以御使布施民部大夫飯尾
左衛門大夫被仰出傳奏中山宰相中將今
日為申其御返事武家近年先例可注給且
可奏異見之由自傳奏以使者伊賀被示局務
之間注進之云々

又云享德三年十月十五日是日奉行兩人
飯尾美濃守同孫右衛門尉等為公方御使
下向兵庫自唐歸朝之船荷共為撿知也云
云管領使今月五日下向云々
李瓊日録云文正元年七月廿三日修理大
夫殿下之殿守移徒之事於兵衛佐殿方以
奉行齋藤遠江入道并飯尾兵衛大夫自公
方樣為使節被仰出也

大舘常興記云天文七年九月廿日武田光
禄中ニ伊勢守飯川彦九郎方へ之武書状松
田九郎以口状具申候處而越前へ之立
御使候而武中若州へ可乱入之由被聞
加制止候様にとの事也御使ハ飯尾彦
左衛門尉之趣候様ニ申之處ニ候ニ九年
正月十日佐方より告へ打依在之小林民
部少輔知行分所州布施所當永孫来出今
云然

尼子方へ御下知被成下候様ニ申之候小民
ハ為御使東国へ下向候由合事無為阿部申
上之間得申處名へ可申請之由承候出候云
云十一月辛二月三日為御使摂州奉源函津
就御逗留儀読事御請之候處給読也仍
東行宿老ニも可申読名給也三月十三日能
州への事長能登守御使を以て被下候由
内々事申候然ニ上意ニハ一向ニ無御存知候

なり常興にまいりて下書かきて御さた候云々
能き私方よりもよせて書中也廿日川へ参る
十杉公方様より御教書法使松河也仍松
河方へ以書状申入候間三月十一日為御使
摂州来入也今度旅坂本馳走候間只今
廿弥頼定方へ為御使細川奥州をさし下
されつき也仍御内書御案文下候調とも也
え傍下候云々卯月十四日為御使晴光之

寶院御門跡へ条々申也あいこれは御さた候御由
つかはれ條々上總介殿へ入魂条々候為二上意御下
りひの御事もそれは御使なり　按此上六條ハ足利将軍家乃御使なり
花營三代記云康暦二年七月十四日東使
布施兵庫入道京着合使節三浦次郎左衛
門尉未到云々小山下野守事注進云々　按合
使節ハ合手なる類にて
今時の副使といへるなり
鎌倉年中行事云正月八日公方様ヨリ之

御使ハ致奏者ニ人ノ或子息或兄弟等也御
使ニマカリ出人ハ直垂ニテ被遣御馬我
ヨリ先ニヒカセ管領ノ門ノ中ニテ御厩
者ニ引入サセ御使ノヨミ奏者ニ申對面
ノ時上意旨ヲハ直ニ可申云々 按ニ是ニ條々鎌倉之制
家礼御使なとゝ
按御使といふハさしたる一職の名にハあらて使
命をうけてつかはさるゝ者の惣称なるよし見えたり

及ひさまさまと鎌倉右大将家武家を中興せられ
是しよりおのつから使といふもの有つゝ
さいつきなることなれハ後に目附使番なと
の職掌にわかりたるそれハ其所役の内追討
使と号して軍陣に臨み又ハ諸国の形勢を
監察し将士の居動を推知せらるゝの類
皆目附の職掌也又別して八君命を傳ふる
のこれ所役ハ即使番のつとめなるを鎌倉殿

乃時より始のほどハ人からの尊卑を定めら（甲）
れしことも見えされと中頃より後ハさる志な
るゝ定まりし同し職官の事なくとも文
官の府なるにつき清使ハ大かた其ゆ人をは
まゝと命せられあるいは小條家乃家令なとを
うき務たるもありしもあり文武の事を皆ともに
取きこえけるに誰ともあれと其事に堪たる
人をえらひ器充られしさありて足利殿の

時よも此使といふものは大かた其ゆ人の内よりも
用ひられしもあらすして天文弘治の際より
いりくハ職員備りしにあらすして此使を
うけ務たる人はいつも一様ならさりしなりけるは
鎌倉足利の両家にては事とある時ハ必
清使試人を選充られしものなりける
学の諱
ささふれハ両使とのみもいふとゆくさきより
他の将軍世職のあつかる事ハ関所使書を命（合）

せらる程の職掌なりけるより臨時の御役に
しも定日設置れしより所かはりて 仕役初なる使者を
も御使といひしことなきにありしかれハ上使
ましくハ同朋なとやうれ人を用ひらきし也けり
いひける御使乃とくひよ
あらされハめしけりと載せて

上使

建内記云正長二年七月七日欲馳参室町殿之處別當僧正一乗院照圓僧正也注進状到来興福寺艮方若輩衆等有確執事及合戦之企於寺門有人々籌策之子細万一不静謐者其時重可注進早被下上使於寺門可被加制止之由也十七日興福寺衆徒豊田中坊與井戸確執事去十一日被成制止之奉書

於兩門跡了中略然者早速御下知可然哉且
可被仰合誰々歟仰曰羅向管領許可談合
被下上使條可然件使節可計申之由可仰
管領者次向管領云々
又云永享十二年二月廿九日筑紫御歒小貳
菊池御免事及御沙汰大内可和睦彼等之歟
由被仰出之是歒陣依御退治難堪忍候間
高麗盜人連續衰微難治之由今度渡朝高
麗人等歎申依及此御沙汰今日被下上使
奉行飯尾加賀守為行同大和守貞連兩人
也進發畢
康富記云寶德二年七月廿五日丁卯飯尾
与三左衛門親之今曉令下向美濃國為段銭
上使者也吉田社之造營料被寄之國也
蜷川親元記云寛正六年二月廿四日壬寅
武庫御状遣之案之書之方角被依御下知不審

如此同名六郎度知行之在所落合之先々
證文等未寄進事之處今度守護勤料之
相懸課役之旨依違上聞之間迫自可成
停止書之所詮此趣先以守護代并上使方
へ可申送之可令停止得従若猶及違背者
堅加支可注進之旨尚以不可有疎略之
謹言 之日 蜷川出雲守度貞宗 二月廿六日
発属親一色兵部少輔殿御所望之由状懇

之越中国新河郡布西保就中分之成自兵
部少輔度下之上使以自然之時宜可存
知之由を洋二蜷川越中入道度貞宗
按自兵部少輔度下之上使ふ〻とりへるに能々之
やうもまつり一段申ありりて使志をも上使ふ送しく
書せる人へし

應仁記云 武衛家騒動條 文正元年ノ夏ノ頃頻ニ貞
親申ニヨリテ義廉無罪而出仕ヲ可被停
止剰勘解由小路ノ家ヲ義敏ニ渡スヘシ

トノ上使頻波ナリケリ

齋藤親基記云文正元年十二月廿日午剋自右京兆門前主家出火為御倉籾井相國寺領守之東警固班集御所中外擾乱被出之為上使布野州并親基両使加成敗無為

北上記云使者をば殿ばらと云より八也つかひをやかたとも申しあるとも当方様より此書をといはれ時とも此書并上使とも申すとも申あるとも

大友興廢記云豊後と中国とう前隊天文四年乙未之月廿四日大内大友和与の上使として毎諏訪信濃守并東福寺龍眠軒清下向ありて和睦して

大館常興記云天文九年正月二日清料不差州家門保内之用但万疋を納之吉田四郎左清尉方より書状到来次上使諏訪方神左衛門尉書状同在之諏訪方左衛門尉へ皆洪之附

可二罷出一之由、堅く加二催促一候事ハ不届の至
也なり

室町殿日記云　公方様を義長押ゆる條ニ　近年摂河両州
ミなく亡失の者共の知行の地をまで公方へ上
納としかも所々ニ下代を差遣させ給ふ然るを
義長か心得ハ此ハ如何ニ人数を差ハしく
所々此等の下代等を追出し其上ニ重而義長
よりも手を廻しおのおの下代を入置かれけり

義輝公少しく畠山三好讃岐ニよりて三百余の人数
をも附けたりしかバ、漸く各々なし入れくく義長か
進らへ入候ニ下代共を追出し貢物をおさめける内に
海ありく者護佐ましてうち三好集へ
うち程なく三百余の人数引具して下
つるまゝに相違の代官を打ちつれらうき貢物
おさめ人中つき由下知しまゝニ（中略）義長きゝて
甚だ腹立して上使三好讃岐を追出すへきとて小造

左衛門尉佐渡角大夫両人ゟ八百の人数をお添へなされ畠
山を追ひて呉服ニ及ぬうちに果されん事不知しまゐる

義秋公方記云（信長出張條）信長佐和山ニ七个日逗留シ
御上洛ノ路次ノ輩人質ヲ出シテ御馳走可レ申
上一ノ由御上使ニ信長ノ使者ヲ添ラレ御上洛
アリ御本意アラハ御恩賞可レ被レ行ノ旨被
仰下一

武徳叢話云織田信長軍功を以て公方霊陽
院義昭公を帰洛させ世を静め給ひ征夷将軍
補しなりける時公方より信長への御感
状の写左のことし（中文略）此時乃上使を細川兵部
大輔藤孝和田伊賀守惟政此両人にて桐
の塔引筋の御紋（紋）を下さるゝ云々

甲乱記云（恵林寺炎滅條）甲斐國譲徳山恵林寺ト申ハ貞
和年中ノ頃征夷大将軍尊氏卿御建立夢
窓國師ノ開闢之梵場也今度甲乱之刻悉

令炎滅其濫觴ヲ尋ルニ川尻与兵衛所ヨリ以使者被申達者今度勝頼父子令生害處理ナリシテ死骸ヲトリ追善イタサルル事次ニ江州佐々木中務大輔并上使成福院大和淡路守寺中ニ被隠置條奸謀ノ事次ニ寺家ヘ被懸小屋銭之條欲心深事右三个條被背沙門之本意段甚以不軽ト被伸ケリ國師御返荅ニハ勝頼父子之事當寺ノ檀那殊ニハ國主タルニヨツテ遺骨ヲヒロヒ追善イタス事又佐々木中務并上使衆寺中ニカクシ置之由又小屋銭ノ事愚僧全存セサルトノ御挨拶也 拠以上十ニ條ハ

室町家の上使ならん

毛利家記云秀吉九州御出馬必定ト聞エケレハ宮松殿ヲ弥急テ上セ玉ハントテ差上セ玉ヒケレハ秀吉公ヨリ一柳監物

館ヲ御明ケサセ候テ御宿ニ被仰付明日可
有御對面トノ御上使ニテ翌日辰ノ刻蜂
須賀阿波守殿屋形迄出サセ給

清正記云（嶋津義久和睦條）筑前安楽寺乃宿屋ニ
嶋津ハ茶屋を結構し一興を催されけれは
則御帰座なされ瀬戸乃御渡海嶋津も下さる

上使加藤主計頭ヲ以仰付られ天正十
六年四月朔日尾藤甚右衛門尉より預りて大坂迄
参着依て陸奥守四月三日参着之陸奥守
所へ主計頭上使として御一ツ書を以被仰出さる
（中畧）主計頭右之條一ツ書を尼崎へ持参し
陸奥守ニ讀きかせ切腹仕せ尾藤甚
右衛門ハ京へ増田右衛門尉上使として被遣九州
表ニ而不届有之旨申渡讃岐國在々にて流乱

乃有とある也

毛利家記云慶長三年ノ七月ニ上様ヨリ堀尾帯刀先生中村（江）式部少輔両人ヲ為ニ上使ニ輝元卿ヘ被ニ仰出ニシハ北前ニ大将可レ仕者無レ之然レハ宰相秀元ヲ北國大将可レ被ニ仰付ニト思召ノ間輝元領國ノ内出雲石見隠岐伯耆半國ノ儀急度秀元ヘ可ニ引渡ニ云云

慶長見聞記云石田治部少輔ハ九州ヘ長東大蔵ハ北國ヘ上使ニ下ルトイヘ𪜈（トモ）御不例故急罷登リ候

奥羽永慶軍記云箭田野藤三郎義正武勇條 會津仙道

須賀川残リナリ召上ラルヘキ旨ノ上使
トシテ木村伊勢守被仰付上ハ箭田野モ
其城ヲ渡シテ退ヘシ然ラハ彼ヲ討サル
事コソ本意ナケレ子カハクハ上使ノ下
ラサル間ニ大里ノ城ヲセメテ此者ヲ討
トリ残念ヲサンセント思ヒ會津ノ留主
居阿波守成實カ所ヘ右ノ品〻具ニ飛脚
ヲ以告タリケリ

長曽我部元親百ケ條云 一御上使並御下
代御下国之時馳走之儀可竭精誠御振舞
送馬其外念を入令奔走於抽余紀者可加
褒美并其時案内者相添路中次第人馬可氣
遣事 一下馬不寄上下可停止但須上国御
上使御下代清通之時者可有其敬事 按ニ上六七
條を考るに家の上使あるて
水野勝成記云 台徳院様伏見の御城まて

一成御座候使土井大炊頭殿酒井雅楽頭殿安
人二條乃御城へ御越権現様ニハ本田上野殿安
房帯刀殿成瀬隼人殿之人安藤対馬守様ニ而御
渡ニ成御座候ニ付御広間の物くの座敷へ罷
通り候へのよし御中ニ付則御と同道仕罷出申候
中器拙者申上候ハ八職ニ而御座候ハゝ申上候と無御座候
御諚無御座候ニ付而も出来申まじく拙者ハ罷出候ニ付
候様ニと申上候と存候の意を加様ニ成無異加候合

一御座候ニ付御請申上候拙者存ニ罷通御座候
付ニ付上ニ下ニ御とさりつゝとも御上使衆ニ
十八日ニハ日の晩日向御用ニ付日清城
ニつゝ御上使衆下ニ付則二條の御城へ罷上
同見へ仕候
慶長年録云慶長十五年七月朔日此頃自
江戸為上使土井大炊頭青山伯耆守へ
来入子細人へ不知也

武陵叢話云大津宰相殿ハ藝州廣嶋
藩主の時ハ侍従の稱乃城主也至但の事ハ
松田下総守宰相ニ申付候ハ上使として十万石の肩
到着して出来る月廣嶋へ引わたし候へと云宰
相ノ曰此城ハ正則より御預ケ有之候へく
し無用に仕事ハ私ニ申達之候と申上使
夜出来と申夕松田下総物兵ニ而城を請取支度
其外宰相ノ曰将軍へと敵対致し此ノ事申立

御りませとも将軍不利を得る物なりんや上使出向ハ
城門へ参り大津宰相と申者ニ而此城渡し
進し我等ハ入切腹〔後〕仕候士卒男女ハ殺しまて
内膳に申付候へと申達腹〔後〕を切候まて引右篭
城の用意ニ入へしとと云
按上使ハ即内使の事なるへきれと鎌倉殿の
時ハ此名称あるへきとも室町殿の時より
いはゆくハ上使とも内使ともいへたれとも上

使といふハ公方家にて使者を謂まうす名をな
づけ御使といふ事ハ大名諸家にても互によくいへる
事なりしかし但元亀天正の頃よりいひしにハ
諸家にても内々にて主人の使者をも上使と
よへることもありしなるへし職掌等の事
なる御使の條ハのへこれハ書てあることなれ

使番

甲陽軍鑑云 信玄代惣人数條 諸国へ御使者衆六人 姓名畧之
在国（府）衆（立郷衆）惣合二百五人奥衆三十五人の内
すく御陣の時御使いつとめ大くさもちの者
柳の衆也諏訪越中 工藤市之丞 遠藤右京亮
小山田弥助 小山田八左衛門 初鹿野五郎 吉田
左近 小山田又六郎 小宮山内膳 三枝善八郎
秋山十兵衛 原甚四郎 今九助六郎 小山

田彦三郎諸角助四郎曽根与市之助

謙信家記云（信州河中嶋合戰條）勘介申ケルハ味方ニ万ノ人數ヲ一萬二千ニ分テ先鋒トナシ長坂源五郎曽根孫次郎三枝宗四郎加藤弥五郎曽根与一郎真田源五郎金丸平八郎以上七人ヲ以テ近習ノ使番ト定メ各黒地ニ金ノ百足ノ指物ヲユルサレテ我先ニト勇氣ヲ勵シケル

信長記云（姉川合戰條）合戰ノ次第御使番ノ者ニ急度仰觸ラルヽニ諸卒ハ心得ヌカホ也ケレトモ御下知ナレハ悉ク西ヲ指テ勢ヲ押廻シケルニ信長卿サケスミ玉フニ少モ違ハス早朝倉浅井カ勢野村三田村ヘ移入タリ

別所長治記云秀吉不及辭退天正六年三月四日為西國成敗都ヲ立行列ノ次第一

番旗二鉄炮三弓四長柄鑓五切具足各二行二列ス前後騎馬相随之次兵鼓次軍監次乗替馬次秀吉手廻ノ兵具次螺次小符次手明ノ歩卒大将秀吉先鉄炮弓鎗甲立後小旗次宿老次使役人廿八人次斥候ノ役人卅六人次惣勢七千五百騎云々

又云平山合戦條 秀吉山ヨリ見下シ敵ヨセ来ルソ押出セヨト以使番觸ラル常二軍法定タル故二少モ不驚ヒタヒト馬ヲ乗出ス

太閤記云丹羽長秀志津嶽之城へ移入條 志津嶽城乃東小清水と立されし所に鉄炮の跡なり堀をほりけ六寸にしたる物を只今川にそひてなしゝゝ急ぎ寄て若干しきよしと使書母衣にて来りて此御旨しらるる旨にて云々やくしまてにて其堀切上にとりき渡しまにあとまつして

ちは時乃まに手負弐百人餘うち出しよし

又云 小西表被寄陣條 小西へをしよせられ勢ニ次

第堀久太郎を先として其次取出を出番手

乃次第手傳セ於此へと定めらる掟之事進退其

外何事も母衣之者并使番次第可為事と云法度

旗をさゝせられ弓鉄炮にて取合堀かたより此

方へ取かけ塀を只今引とらんとしける處に又

先よりこそよしとて使番母衣之者を以て其

給事にて引取ると云もなく先引とて引

付堀切より引とられとも渡して稀にも其ま

しうさとりては時乃まに手負二百人餘うち

出しよし 按清正記同之

天正記云 胡鮮国清正進 先人数積條此馬廻衆四千三百人

中略七百五拾人御使番衆
板坂卜齋慶長記云御使番五万石千石二千
石三千石大田小源五志江万石福原右馬之助
八七万石いつれも御使番也
大友興廢記云岩錆（錯）城攻源御旗本より使番として
しけられし一旦に責ほろほさんとの法
意ありとも余をかろんし名をおしみて死を
あらそひ無く之を城中も塀外も粉骨の手
かゝ帰りけり哉

土屋知貞私記云大坂籠城之節籠り人数
知行三千石歳七十余歳郡主馬太閤之時
使番黄母衣大坂ニテハ黄之十人之陣ヨリ
赤座内膳と申人兼軍奉行尾州者譜代五
十歳計（斗）丹羽右平太使番慶長十九年十月
八日従秀頼使ニ来ル三河者使番右同所
歳（五十余歳）小笠原九左衛門夫尾州者使番黄之十人（某口十余歳）安
末八左衛門歳口十余秀頼使番ク々陽以
力仁（某五十計）内匠与左衛門歳五十斗鴫野合戦ノ

夕迄ニテ有ㇾ御尾張老使毒薬之なゝへ大棗（四十歳余ノ者）
平右衛門四十歳余ノ者御有ㇾ之
山本豊久私記云秀頼公軽キ大将ニテマ
シマサハ未明ニ先手ヘ出馬有テ味方ノ
機ヲイサメ下知アラハ古今ニ比類ナキ
一戦アツテ前代未聞ナルヘキヲ出馬遅
遅ニテ僅馬印ハカリヲ使番ナトニ持セ
テ八町目ヘ遣シ自身ハ漸ク二九マテ立

ルキ出サセラレ時刻ウツレハ滅亡ヲ急
ルヽト見タリ然ニ八町目ヘ向ヒシ二千
人ノ使武者ハ太閤ノ兒性立ノ者共ナレ
ハ皆〻僉議シテ此分ニテハ僅ノ面〻ハ
カリニテ御旗本無人数ナリ歟味方ノ見
合宜カラス此旨急キ本九ヘ告ントテ誰
参ルヘシ彼往ケト云ト共物前ナレハ我立
帰ラント云者ナシ爰ニ大坂荘司之助ト

テ御小人頭アリ是ニ參ルヘシト使番ヨ
リ下知ストイヘ共某參タルハカリニテ
例ノ長評議ニテ埒明申マシト云小林伊
兵衛ト云使番閫ニ取當リテ參リ右ノ趣
ヲ言上スレ共秀頼公猶出御ナシ
大坂軍記云去間に時をうつして手も損し遅く又
多清年人も外討死して城中も六千も石に足を
存知ける爲一戰仕りし何事も怙子乃

遠く事秀頼公御出馬の遲かりし也と悔申し毛
利豊前も此よしを一所にて討死して仕らしと申合日
さとや来ノ刻に姫とも知へ薗母夜の御使番七
八騎大野修理亮如使者と来りて若江矢尾
口も破れつれ大坂に押迴らるゝ引取て都合吉来
ならす去間とも毛利もてハ引取不意にて
増補家忠日記云天正十二年四月九日秀
次カ吏士田中久兵衞。尉堀秀政カ陣ニ敗シ

来テ三好カ軍利ヲ失テ敗北ス陣ヲ返シ
テ敗軍ノ兵ヲ救ヘキノ由ヲ告ル秀政是
ヲ聞テ汝ハ三好カ家ノ吏士トシテ士卒
ヲ進退スヘキ役タリ使番ニ非ス云々（何ソ使ニ往来スヘキヤウ△ナシ定テ敗北シ来レルナルヘシト秀政大キニ怒リ耻シム）
松原自休手録云慶長五年七月廿六日金
澤出張陣ニ三田山ヲ兹ニ留置岡島備中押ニ小
松ノ城又繋ニ金澤ノ通路ニ利長舎弟孫四郎
率ニ大軍ヲ働ニ大聖寺ニ從小松出ニ軽卒ニ後軍ノ後
ヘハ發ニ鉄炮ニ中略小松方少シ引退ク處ニ小
松ノ使役櫻木源太夫赤母衣衆来リ翔リ敷
テ揮ニ鎗次第ニ踏止リ暫在テ相引云々
由良家傳記云今沢よりも馬場又三郎ニ弓足
軽五十騎京尾張ちん鉄炮足軽五十ニ而備有ル
使番ゟもふく気色しゃんし
新田老談記云新田足利小田原ヘノ御使
番ノ役ニハ長澤半十郎早川田喜左衞門

両人ハ無雙ノ強力道連ノ達者百人ニ勝タリ

○今度ニ堅甲利兵百六十騎大熊川ヲ一文字ニ渡シ又後陣ノ大陳ハ川岸ニ扣ノツミ先手仕損セハ二番合戦ヲ急ントス是ヲ見物ス◎

奥羽永慶軍記云○小瀬越中守高名條◎正宗此アリサマヲ遠見セラル使番ヲ走ラセ白石ヲ制シケルハ敵小勢タリトイヘ𪜈皆物ナレタル者共也其上須田美濃カ居城モ程近シ并ニ矢田野横田今泉保太原等ノ者共モ押ヨセテツアラン須賀川武士共モ味方ヲ扣セ見物シテハヨモアラシ日来ノ老功ニモ不似合ハヤリタル先ノ仕様哉スミヤカニ人數ヲ引取候ヘト耻入程ニツ云送ラレケル

成瀬系圖云正一吉右衛門天正三年長篠合戰時以能知甲州士旗紋指物居麾下指示問之一無所違大權現以正一為使問合戰可始乎否之旨信長召御前直被返答其

後合戦始正一高名　按ニ家忠日記ニ此事ヲ載ス正一ヲ使番トセル本文全く……の話には若しき一時の不識にや……それは……使番に見えたる……

増補家忠日記云慶長十六年阿部四郎五
郎正之ヲ使番ト十サル
古屋知貞私記云慶長十九甲寅年大坂御
陣之節権現様御供之使番小栗又市城
和泉横田甚右衛門瀧川豊前守真田隠岐
守初鹿傳右衛門清水権之助米倉丹後守

山城宮内本多藤四郎将孫左衛門同宮権
左衛門原田藤左衛門奥山次右衛門鈴木
久右衛門川野庄右衛門山本新五左衛門
服部権大夫佐久間河内守台徳院様御
御使番鵜殿石見牟礼郷右衛門久貝忠三
郎小沢瀬兵衛山岡五郎作兼松源兵衛村
瀬左馬近藤勘右衛門服部与十郎三宅来
七高木九兵衛山田十大夫長井孫右衛門

青山石見石川三左衛門溝口外記安藤次
右衛門川口長三郎永田庄右衛門中山勘
解由大田善大夫石川八左衛門渡辺半三
郎

水野勝成記ニ傳承御やさきあひ城へ引出
申時てんまの橋ニ於て相ともし申候よし家康
公御使番衆ニ申来り候へとも志かと承り不
申候みと論し申候時ニ御志かり候事ニ候

大坂軍記云大御所ハ茶臼山へ将軍ハ岡山
へ御籠ると可ニ仰出候事朔日二日の内不相定候
を堺へ陣替被成候て御旗本ノ字ノ御使
番を以て其之御触也其ニハ城近へ可寄との事
なりしハ諸軍勢紙をを継候て竹束を
いたし被入候ニ付候ニ

武徳叢話云後藤家ニ申て川俣与左衛門宮永へ
御旗本御譜代衆甲州先方より合物御の御

中略 その時使番伍の字四半の旗にて人数を
まとむるの役目能也又其後徳川中忠
除口より和田彦兵衛一騎使番として高梨山へ遣り
退かれし馬より下て彦兵衛と手討にて被され
此とき世の事ハ如何と問ふ
又云鍋島忠直の使番ハ金の九本馬藺也
また使番を召て諸国のことを召て覚えさせの為也
甲州浪人某年人佐貞胤といふ者も使

番也
又云越前の一伯殿に大井田監物といふ使
番あり是ハ元上杉家の牢人也
續撰清正記云 常ニ定置軍法條 旗本乃旗奉行
二人使番行二人弓鉄炮頭あり使番の者
三十人あり右ハ大母衣小母衣とて使番
二色ありし也大撰の者といふハ一度も二度
も手柄ありし者也白き手柄の撰也小

母衣とゆふて一度と手柄を見せたる者ゆるされし
役なりと云つきての此母衣の者又ハ数度手柄
有ける者乃子共也これをあからの母衣の内と
名つく一布を見せて入しむ也 此小母衣の者縫てさき
一度ハしるしたる時黒き交布をあはせて白母衣にして
大母衣乃者といふ名を申す事也 是ハ宮古九一戦
までもくのことし 此後犯後乃番ニ至ハ減なし
慶長六辛丑年より此年三組の侍大将も

めくらせし時ニ大小の事きりもやうして長九尺
の御黄練をとりきらせしく雌羽雄羽で
二布合せたる一本を志るしと之十人の使番也
者指せし也 右之十人ハ軍陣の使番也 常の使
番とて別にあるまじき也

按使番といふハ定ニ本ハとし将軍家ニ
辛丑設られし[illegible]時ニ本ありて又古き世よりも乃
不備ありて此ものなし これハ応仁文明の際より

天下の乱うちつゝき諸家各戦陣の折から
專とせられしかはしより才幹ある者を
えらはれ軍事に役なる者をゑらみ使者
とあけて軍中の使者を設をしもちゐて
いくさより但甲冑軍經清正記なとにも
たゝしく家にもよりて八常の使者と唱ふ
乃使者ともいふ事もかくしもありしなる
今の世にも是を唱ふることもさまたけ家にもあり

又今さらにとりたてゝいふ世にさかんなりし頃は鎌倉室町
件の時除時の所職にて使とよはれし職掌乃
一端なる事を脱して使の條にも述るが如し
猶使者軍使等の條をも合考すへし

使者

吾妻鏡云養和元年三月十三日己丑安田
三郎使者武藤五自遠江國參着鎌倉申云
為御代官令守護當國相待平氏襲来就中

請命向橋本欲構要害之間召人夫之處浅
羽荘司宗信相良三郎等於事成蔑如不致
合力云々
又云元暦元年正月廿七日丁巳遠江守義
定蒲冠者範頼源九郎義経一條次郎忠頼
等飛脚参著鎌倉去廿日遂合戦誅義仲并
伴党之由申之三人使者皆依召参北面石
壷聞食巨細之處景時飛脚又参著是所持
参討亡囚人等交名注文也方々使者雖参
上不能記録景時之思慮猶神妙之由御感
及再三云々　四月十日戊寅源九郎使者自
京都参著去月廿七日有除目武衛叙正四
位下給之由申之是義仲追罰賞也云々
又云文治二年九月廿九日壬申北條兵衛
尉飛脚参著申云去廿二日糟屋藤太有季
虜堀弥太郎誅佐藤兵衛尉者景光白状云

豫州此間在南京聖佛得業邊又景光為豫
州使者度々向木工頭範季之許有示合事
云々三年三月十九日辛酉依被重上宮太
子聖跡法隆寺領地頭金子十郎妨事可停
止之趣去年下知給之處猶不静之由寺家
帶院宣就訴申遣雜色里久可止鵤荘押領
之由及沙汰件荘事太子殊依執思食有被
載趣二品專所聞食驚也中略自今以後早可
令停止其妨若猶不用者為召誡其沙汰人
所下遣使者里久也早可令停廢彼妨之状
如件五年七月十六日甲戌右武衛使者後
藤兵衛尉基清并先日自是上洛飛脚等參
著基清申云泰衡追討宣旨事攝政三丞已
下被經度々沙汰訖而義顯出来此上猶及
追討儀者可為天下大事今年許可有猶豫
歟之由去七日被下宣旨也云々

太平記云笠置軍條前ニハ笠置ノ城強シテ國
國ノ大勢日夜責レトモ未落後ニハ又楠
櫻山ノ逆徒大ニ起テ使者日々ニ急ヲ告
又云笠置囚人死罪流刑條殿法印良忠ヲハ大炊御
門油小路ノ篝小串五郎兵衛秀信召捕テ
六波羅ヘ出シタリシカハ越後守仲時齋
藤十郎兵衛ヲ使ニテ被申ケルハ云々
園太暦云文和元年八月三日關東使者并命

鶴九俗名氏直以下勇士七八百騎京著之由有
風聞是何事候哉或説西國兵衛佐直冬可
和睦事并南方可攻申事兩條云々
花營三代記云應安元年六月廿八日夜關
東事去十一日於武州平一揆打負合戰引
籠川越館之由使者到來云々
季瓊日録云永享十二年正月十日華雲院
御礼可略之由被仰出御使者福阿弥

大舘常興記云天文九年二月五日松寿一
折細川右馬頭殿進之之典厩使者新四郎
刀左衛門尉也二月十七日御沙汰始也仍御内
諸元も毎年御太刀令進上也然間御太刀令御申
次細州へ遣之候て如然次第御披露候者可畏
入存候由申候之 使者松下平左清也 依不叶御出仕如此候
使者申之自余のうちにも自然不参者
如此不参之つゝしみ如此之事ハ可有所此分也十年

十二月廿六日能州畠山匠作より態使者 飯川年人
参上候京都無御心元存候次青銅二千疋を上
候由書状ニ申候十一年正月十一日太刀一腰於
於伊勢守方より 右令言使者也 自分礼候
室町殿日記云 畠山於嶋條上 東国蓑論の嫌公
方乃御気色とうかゞい無きまる年あつて星
見年人佑はと云古残使者を上せり此に之好
日向をもと不得所存なりしがよよ当新へつゝ如家

而て義興参られけれハ二三日押留め
且ふ〻まれハ胸当を述
又云 義輝公若君 清嫡男いまたきさせ給ハす
御前も早速御所への使者をのほさるへき
旨若狭殿御使者として御服ならひ千秋万歳
路をもなし給ひ御祝儀御太刀一腰御馬一
疋被進之候て若狭殿へ御披露仰上候
三月廿六日 上野民部少輔殿進之 若狭殿

義長若州武田屋形より為御祝儀御局衣并昆
布檀紙銅巻鳥被遣之御使者片山主計
也甲州武田信玄より為御祝儀御太刀一腰御
馬一疋被遣之御使者ハ小山光須也藝州
毛利元就より御太刀一腰御馬一疋并樽御
肴樽被遣之御使者相良家也此外方々
よりも御祝儀とも遣之ゟ〻
家中竹馬記云諸家へ御使ハ万事其御使ハ

旨を奏者しく中入て尺余とあるハ是礼
の後又奏者ニ於て何ゝ仕候法礼を申候を
云事有之れ太刀を奏者ニ渡馬太刀ニあれ
事とても候ゝ中を披露しく又對面る
也今案有之乃太刀を奏者進るゝ人と
有之し云謂ハ公方様へ諸家ゟ太刀を上
る時ハ進上あり然とハ諸大名へ對しく
他家の家老ホ衆をへき事也但是常ハ

奏者ニ渡と於懇懃れ礼をきる人ハ奏者をも只
奏者とやと云忘しやくとも是は他の類のおりのきハ又
自然乃様ニ付て奏者へし凡先此趣あるとも然しき無
公界の儀ゟ斟酌乃あるを披露すへし
但斟酌乃披露ニ及ハ無事もあるへし両使之使ニ
くあるを申時ハ中口を先定めて相中時同
道の人ニ一往礼をしく云へし他家なと
出く侍衆ハ中口を出へつゝあれと申つゝ御ふ

拝來ハ不可然歟使ニ使の出る次第も常の
子後の次第よく申ものを申す功者なるをハ左
様ニし又歟使ニ使事附る奏者ハ二三人出
て一人してハ不可然歟

今川大雙紙云 朕式法條ー 主君の御使をも申時も
よくよくこころ得たる者にて仰をもうけて斟酌なきて
成候事をハ押て申し不當なる申物也又奏者も
して主人の名字をも名なとと申上るに紙

御使ハ當座にて主人の名をハ申へからす又分物と申時ハ膝を
少さ人の前まて息のかよふやうに出合て申すきて和をたて
申也雑中長なりとも心くして人あひに出合て面へ向て

諸家集會記云他家へ主人乃為使者出時
主人より太刀をも遣されて趣をよく申し太刀を渡
し後日御礼申たりて縁まてゆき又座敷
まくもあつかを廊あふて一つ縁かへて御礼申なけ
やくて渡し也奏者彼太刀をも一見て披露乃

様子被申候如くに披露申へし相州酒井なと
よくも時儀見合太刀まゐらせ候御礼可申也
小上記云使者を請候と云より八御酒なと被下候をは
下候て申事あるまゝにて万様より御書をと被下
候時も御書無之使をかへし候て申あるまゝ候

當代記云永禄十一年源義昭一兩年越前在國頼信長有入洛度ノ由以使者曰細川兵部大輔上野中務則信長御請被申御使ニ私ノ使不破河内守相添進上七月廿五日義昭著御美濃國間岐阜近所西莊立政寺ト云浄土寺ニ御坐ス

又云天正七年四月廿日多田塩川ヘ森ノ乱ヲ為使者銀子千兩被遣政道順路ノ由民言上ノ儀ニ付而如此

安土日記云天正六年霜月十六日高山右近郡山ヘ致伺公御礼申上候處被成御祝

著御膚ニメサレ候御小袖ヌカセラレ被
下并埴原進上ノ御秘蔵ノ御馬拜領忝次
第也今度ノ為御褒美摂州芥川郡被仰付
弥被励御忠節可然ノ旨御使衆被下訖

義光物語云 城取十郎討捕條

城九十郎とて大名なりしを義光公と退治 寺須出羽国荒地とや申よ
せんとて信長公へ言上のありしと仰せける
小義光公関右志村九郎兵衛清(?) 後号伊豆守 を為使者
寂上の京都なりしに白の鷹一居并馬一疋月
山おり長光の太刀十挺持せて上洛してありより
乃使者として京都へ連をしつ(?)ありしに
ほり出羽の下事上杉子九郎兵衛しかも代々
代の京都ありて則家上出羽事敵と所返
はりしや

甲陽軍鑑云 諸大将條

岩手の城に籠居して則
松山てく一揆以下多数小笠原長時出る

たゆへしとさし小岩屋へ使者をまいらせ
此次第つふさに語りけれは叶ましとて十郎殿
らをはしめ人数をくたし况我等は叶まし
きよし用心堅固にして前の日光法華堂の者
に訓されたまふ文をとりて竹の筒に入一本ツ
切くせんを入口をとちてかれ頭に結付て十
尺放しすかへ行時乃間に見へつまへし文を
たかへ持来云々

又云 信玄代忍人数條 諸国へ出使者凡六人八重森
因幡初鹿存喜日向源徳斎秋山十郎兵衛両
山十右衛門両家に分て在府凡在郷凡忍迫寄
弐百五人其凡二十五人の内より出陣の時出
使いたしを大方もつて札抜ぬの凡也 下十六人姓名略之
糾井日記云 丹波家評定條 當家御使者ナトノ参
候時モ元就ノ御代ニハ案内モナク直ニ
奥ノ殿ニ通リ万端ヲ申入候逗留ノ内ハ

晝夜トモニ御相伴ニツメ候テ上方ノ事
當家旗下ノ國〻マテノ事委細ニ聞キカレ
密談トモ候去ホトニ両家ノ人ハ一躰ニ
テ隔ハナク候糧元ノ世ニナリテ使者衆
参向ヲ致スニモ上段ノ間ニ著坐シテ礼
義ヲ調ヘテ御目見トテ退出スルケニ候
室町殿物語云 荻与組 職條 盗 日ころ見れハ小倉
侍ともれ東西よりあつまりしく仲なかよき
人共なりけるとそしらぬあまたまゐるか如く
西国方より秀忠へまいる使者共上下六七十
人召連(めしつれ)きたりつゝ府中に宿をとりまゐる云々
當代記云慶長十三年正月江戸将軍ヘ大
名出仕元日也自江戸為使者安藤對馬守
駿府ニ来ル江戸材木所〻ニ有之間駿府
造作可被用之ト云〻於駿府大御所ヘ出
仕二日也大坂秀頼公ヨリ使者并自江戸

使者酒井左衛門尉ヲ以被遂年頭ノ礼云

云

慶長年録云慶長十五年正月二日於駿府大

坂秀頼公使者伊勢掃部今日有礼

續撰清正記云使番の者三十人あてかいて大

母衣小母衣とわけて二つにわけし也右三

十人を軍陣乃使番也常にも使番を則ちて

つかふなれとも

按使者の職〔といふ〕ハむかしより定まれるつとめにハあらねと

事に臨て其家の命をうけたまハりて他方に

使するをいふ也其器にあたりたる侍雑人乃分

別なく事の大小によりて使をつかハされ

たる事あれハ時によりて人からの尊卑ハあ

るましき也幕府より大名小名にもつかハされ

し使者を以て上聞に達するまでなれとも幕府の

使なれハとて上使と使者とをよんて分るれ

あらしハ形なよしハ陳列前のことくなるか如し
ことやうより使命をうけたまハりしめんさるゝ為に甚人の
志多くともえちらしてこゝに名はしめんハ大名諸
家なとへつく隣附の職掌なるへしと使者と定
無名ハいとなるへしいにしへより是れ使者の職とする
者み後世にいたりても相役但使番ともいふの者非
常ハ君命を使をとりて諸家にもあるとまさ
事職とせぬ者と称とくとわのち命
をうけたまハるしたかひ也こゝに中ころに臨時使者の隣
のりとのへつまりけれ

武家名目抄第五十六冊

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan